

記者発表資料 3枚

平成29年 6月 5日
福島県土木部建築指導課

「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」 の申請受付を7月3日から開始します。

県は、森林環境を保全し、循環型社会の形成を図るため、県産木材を使用して木造住宅の建設等（新築、増改築、購入）を行う建築主に対して、県産の農林水産物や商品券等と交換可能なポイントを交付します。

今年度のポイント申請受付を下記により開始しますので、お知らせします。

- 1 申請期間 平成29年7月3日（月）～平成30年2月28日（水）
※先着順、予算枠に達した時点で終了します
- 2 対象住宅（以下の全ての要件を満たすこと）
 - （1）福島県内に自ら居住するための木造住宅であること
 - （2）住宅の施工者の主たる営業所は福島県内にあること
 - （3）所定量以上の福島県産木材（柱、梁、土台等）を使用している住宅であること
 - （4）平成29年4月1日以降に完成している住宅であること
- 3 交付ポイント数（1ポイント＝1円相当）
 - （1）① 一般 20万ポイント
② 被災者、避難者、県外からの移住者 30万ポイント
（※今年度から、県外からの移住者は、30万ポイントに拡充しております。）
 - （2）ポイント総額4,000万ポイント（最大200棟分）
- 4 申請方法 申請書を事務局へ郵送又は持参してください。
（事務局）福島県木材協同組合連合会
〒960-8043 福島市中町5-18（林業会館2階）
電話024-523-3307
- 5 その他 詳細は、県建築指導課ホームページ（県トップページから「森と住まい」で検索）を御覧ください。

【問い合わせ先】

土木部 建築指導課

（担当者）主幹兼副課長 佐瀬 守昭

電話 024-521-7522 内線 3667

FAX 024-521-7955

住宅の新築や
増改築などを
検討されて
いる方へ

ふくしまの未来を育む 森と住まいのポイント事業

最大30万円分相当の ポイントをプレゼント!

1ポイ=1円

1ポイント1円相当で福島県産
農林水産品や商品券と交換できます。

福島県産木材を使って
住宅を建設(新築・増改築・購入)した方に、
県の登録商品と交換できる
ポイント(1ポイント1円相当)を交付します。

一般向け

20万 ポイント

被災者・
避難対象者・移住者向け

30万 ポイント

交付
条件

- ◎福島県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ◎施工業者の主たる営業所は福島県内にあること。
- ◎所定量の福島県産木材(柱・梁・土台等)を使用していること。
- ◎平成29年4月1日以降に完成している住宅であること。

申請
期間

平成29年7月3日(月)～平成30年2月28日(水)
[先着順・最大200棟]

申請
方法

◎所定の申請書を作成し、窓口へ提出してください。
ホームページから申請書類がダウンロードできます。

交換
商品

- ◎県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)
- ◎商品券(全国型・地域型)



>>>>>> 詳しいポイントの交付条件や申請方法、交換商品については裏面をご覧ください >>>>>>

ふくしまの未来を育む
森と住まいのポイント事業
問合せ・申請窓口

福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5番18号 林業会館2F
FAX 024-521-1308/E-mail info@fmokuren.jp

☎024-523-3307

※詳しくはホームページをご覧ください

～ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業は「福島県森林環境税」を財源に実施しています～

ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業

交付要件

- ◎福島県内に自ら居住するための木造住宅であること。
- ◎施工業者の主たる営業所は福島県内にあること。
- ◎平成29年4月1日以降に完成している住宅であること。
- ◎主要構造材(柱・梁・桁・土台)及び間柱※1において、右表に定める量以上の県産木材を使用している住宅であること。

※1) 厚さ27mm以上のものに限る。 ※2) 木杭を用いて地盤補強を行う場合は、木杭を含めることができる。

■住宅における県産木材の使用量の基準

延べ面積	使用する県産木材の量
80㎡未満	4㎡
80㎡以上95㎡未満	5㎡
95㎡以上110㎡未満	6㎡
110㎡以上125㎡未満	7㎡
125㎡以上	8㎡

申請期間

平成29年7月3日(月)～平成30年2月28日(水)

ポイント発行申請は、木造住宅建設等完了後に受け付けます。
なお、予算がなくなり次第終了となります。

[先着順]
最大200棟

申請方法

- ◎所定の申請書を作成し、窓口へ提出してください。

▼以下の窓口へ郵送または持参により提出してください。

福島県木材協同組合連合会

〒960-8043 福島市中町5-18(林業会館2階)

E-mail:info@fmokuren.jp

電話 024-523-3307

申請用紙の入手方法

- ①ホームページからダウンロード

- ◎福島県木材協同組合連合会ホームページ……<http://www.fmokuren.jp/>
- ◎福島県土木部建築指導課ホームページ……福島県トップページから「ふくしまの未来を育むポイント」で検索。

- ②窓口でのお受け取り

下記問い合わせ窓口にてお受け取り可能です。

交換商品

- ◎**県産品(農林水産品・加工食品・木材製品・工芸品・その他)**

福島県産の米、野菜、肉、魚、麺類、菓子、飲料、酒類、調味料、家具、木工品、家電製品など

- ◎**商品券(全国型・地域型)**

日本全国で使用できる旅行券・お食事券・お花券・すし券・お米券・地域限定で使用できる商品券など
(商品券との交換は、交付ポイントの50%が上限となります。)

お問い合わせ窓口

- ◎**福島県木材協同組合連合会**……………電話 024-523-3307

- ◎**福島県土木部建築指導課**……………電話 024-521-7528

- ◎**県の建設事務所**……………(担当窓口は建築住宅課となります。)

[県北]024-521-2575 [県中]024-935-1463 [県南]0248-23-1636 [会津若松]0242-29-5461
[喜多方]0241-24-5727 [南会津]0241-62-5337 [相双]0244-26-1223 [いわき]0246-24-6134